

J60598-2-4(H14)

照明器具

パート 2 : 個別要求事項

セクション 4 : 一般用移動灯器具

この電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準は、IEC 60598-2-4(1997)に対応している基準である。

照明器具

パート2：個別要求事項

セクション4：一般用移動灯器具

4.1 総則

4.1.1 適用範囲

IEC 60598のパート2のこの章は、移動灯器具の要求事項に関するものでハンドランプを除く、250Vを超えない電源電圧で使われる白熱電球、蛍光ランプ及びその他の放電ランプを光源とする器具に適用する。引用されているIEC 60598のパート1の各章と併せてこの規格を読むこと。

4.1.2 引用規格

下記の規格類が、この規格の本文の引用規格を通して、IEC 60598-2のこの章の規定となっている。

IEC 60529:外郭に対する保護方式の分類（IP番号）

4.2 一般的試験要求事項

IEC 60598-1の第0章の規定を適用する。パート1の各章に記載された試験は、パート2のこの章に記載された順番で行われること。

4.3 定義

IEC 60598-1の第1章の定義に下記を追加して適用する。

4.3.1 キャンドル形照明器具

自立した枠に恒久的に取り付けたり、取り外したりできる直列に接続したランプを有する移動灯器具

注：キャンドル形照明器具は、E5又はE10のランプソケットを組み込んでよい

4.4 照明器具の分類

IEC 60598-1の第2章の規定に従い分類すること。ただし、床置き、もしくは卓上用の移動灯器具は、可燃材料面に直接置くことが可能なものでなければならない。

4.5 表示

IEC 60598-1の第3章の規定を適用する。

4.6 構造

IEC 60598-1の第4章の規定と4.6.1の要求事項を併せて適用する。

4.6.1 移動灯器具の可とうケーブルやコードの絶縁は、移動するときや器具の調整をするとき、またはその支持物に置くときに損傷を受けにくいものであること。

合否は目視検査によって行うこと。

4.6.2 配線は器具が通常動く範囲で、電線と金属部が擦れて安全を損なうおそれのあるすべての箇所は絶縁材で出来た電線溝、止め金具その他の類似の部品で固定すること。合否は目視検査によっておこなう。

4.6.3 移動灯器具は適度な安定性を持たなければならない。水平面に対して6°傾いた面上に器具を置いて、通常の使用状態のなかで最も不利な姿勢で合否をチェックすること。但し、その面の表面で器具が滑らぬようにしておくこと。

安定性試験に関して、製造業者の取扱説明書に配慮を払うこと。器具は転倒してはな

らない。

但し、クランプなどの装置を使って、器具を固定する場合はこの試験は行わない。

4.6.4 キャンドル形照明器具はスイッチを備えていること。

このスイッチは、E5又はE10のランプソケットを有するキャンドル形照明器具内で、同時に全てのランプを切ったり入れたりすること。このスイッチは当照明器具の一部であるか、コード上に取り付けられている場合には照明器具の300mm以内に取り付けてあること。

合否は目視試験により判定する。

4.6.5 E5ランプソケットは、ランプソケットにつき定格電圧が25Vを超えない場合にのみ使用することそしてE10ランプソケットの定格電圧（それぞれ60V又は250V）に対応すること。

照明器具の最大電力は100W以下であること。

合否は目視試験により判定する。

4.7 絶縁距離

IEC 60598-1の第11章の規定を適用する。

4.8 保護接地

IEC 60598-1の第7章の規定を適用する。

4.9 端子

IEC 60598-1の第14章と第15章の規定を適用する。

4.10 外部及び内部配線

次の場合を除き、IEC 60598-1の第5章の規定を適用する。

コードの張力止めの少なくとも一部を器具に固定するか、或いは器具と一体化しなければならぬとする要求事項は、ガラスやセラミックスでできた卓上スタンドには適用しない。

4.11 感電に対する保護

IEC 60598-1の第8章の規定と4.11.1の要求事項を併せて適用する。

4.11.1 差込口金式ランプ用ソケットを有するクラスの移動灯器具は以下のいずれかでなければならない。

- 1) 器具が通常使用状態に組まれているとき、ランプ口金に、標準試験指が触れないよう設計されていること。
- 2) 接地されている金属製のランプソケットを有していること。

合否は目視試験によりチェックすること。また、1)項は、IEC60529に示される標準試験指を使用して試験を行うこと。

4.12 耐久性試験と温度試験

IEC 60598-1の第12章の規定を適用する。IP分類がIP20を超える照明器具は、IEC 60598-2-2のこの章の4.13の規定に基づき、IEC60598-1の第9章の9.2の試験の後で、9.3の試験の前にIEC 60598-1の第12章の12.4、12.5及び12.6の試験を行う。

床置き用とつり下げ用の移動灯器具は、試験中は通常の使用状態に設置されていること。

卓上用の移動灯器具と自在形器具は、IEC 60598-1の附属書Dで示すものと同じ黒色の

つや消しペイントで塗布された板の上、または上方で試験を行うこと。

なお、通常の使用状態において取り付け面を15°傾けたとき転倒する床置き、もしくは卓上用の移動灯器具については、IEC 60598-1の第12章の12.5.1の試験を水平な面上で通常発生しうると考えられる最も不利な転倒姿勢に置いて実施する。

4.13 塵埃及び水気の侵入に対する保護

IEC 60598-1の第9章の規定を適用する。IP分類がIP20を超える照明器具に対する、IEC 60598-1の第9章で示した試験の順序は、IEC 60598-2のこの章の4.12に示した方法で行うこと。

4.14 絶縁抵抗と耐電圧

IEC 60598-1の第10章の規定を適用する。

4.15 耐熱、耐火性及び耐トラッキング性

IEC 60598-1の第13章の規定を適用する。